

こうなる「飛騨市」～新市の暮らし～

平成14年11月の第1回合併協議会から平成15年12月の第17回合併協議会までに確認された項目の中から、特に皆さんに関わりの深いと思われる項目についてお知らせいたします

議会議員の定数、任期等

・定数は26人とし、旧町村区域に1選挙区を設け、それぞれの定数は、
旧古川町区域 11人 旧河合村区域 3人
旧宮川村区域 3人 旧神岡町区域 9人
とします。

なお、将来の定数及び旧町村への選挙への選挙区の設置は、新市において協議します。

税金関係について

固定資産税

・税率は、現行のとおり継続し、5年以内に調整します。(不均一課税)

古川町	税率	1.6%
河合村	税率	1.7%
宮川村	税率	1.7%
神岡町	税率	1.7%

・納期については、古川町の例によります。

1期	5月1日～同月31日まで
2期	7月1日～同月31日まで
3期	12月1日～同月31日まで
4期	翌年2月1日～同月末日まで

町村民税

・税率は現行のとおり継続します。

・税率(4町村同一)
均等割 2,000円
所得割 標準税率

・納期については、古川町の例によります。

1期	6月1日～同月30日まで
2期	8月1日～同月31日まで
3期	10月1日～同月31日まで
4期	翌年1月1日～同月31日まで

軽自動車税

・税率は、現行のとおり継続します。

税率 標準税率

・納期については、古川町の例によります。

納期 4月11日～同月30日まで



税関係の証明手数料

・次の手数料は、1件300円とします。

*所得証明	*所得・課税証明	
*課税証明	*納税証明	*固定資産評価証明
*公課証明	*資産証明	*台帳登録証明

広報関係について

広報誌による広報

・市の広報紙は、毎月1回発行します。
・配布方法は、現行のとおり継続し、
新市において調整します。

配布方法
・区長、町内会に依頼又は個人発送により全戸配布します。
・市外希望者には直接郵送します。

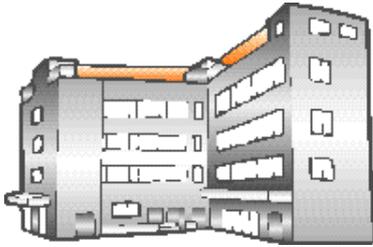
同報無線・有線放送施設による広報

同報無線施設による広報

- 古川町、河合村、神岡町が該当します。
- ・当面は広報内容等従来どおり運用します。
 - ・新市において計画的に周波数の統一を行います。
 - ・個別受信機使用料は廃止します。(古川町該当)

有線放送施設による広報

- 宮川村が該当します。
- ・広報内容は、現行のとおり継続します。
 - ・使用料(有線テレビと兼ね)月 1,260円



施設の使用料

- ・各町村の公民館、体育施設、生涯学習施設、観光施設、文化施設等の使用料は現行のとおりとします。

市役所の開庁時間

- ・開庁時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・月曜日のみ、窓口を夕方1時間延長します。

交通 自主運行バス(直営・委託)

- ・直営・委託事業とも現行のとおり継続運行します。

自治会

- ・自治会の各組織及び区域は、現行のとおり継続します。
- ・各振興事務所単位で管轄します。
- ・連合組織、事業及び機能については、各町村の従前の協力関係を考慮し、新市において調整します。

選挙(投票区)

- ・選挙における投票区域は、現行のとおりとします。
*古川町 11投票区 *河合村 4投票区 *宮川村 6投票区 *神岡町 14投票区

交流事業

国際化・国際交流

- ・事業は、現行のとおり継続し、新市において調整します。
- | | | |
|-------------|-----|---------------------|
| 国際交流団体 | 河合村 | 河合村・ロイタッシュ友好協会 |
| | 宮川村 | 宮川村・ベルギー友好協会 |
| 国際姉妹・友好都市交流 | 河合村 | オーストリア・チロル州ロイタッシュ村 |
| | 宮川村 | ベルギー王国・リバン市 |
| 国際交流・理解 | 古川町 | ルーマニアからの国際交流員(サッカー) |

国内交流

- ・事業は、現行のとおり継続し、新市において調整します。
- | | | |
|------|-----|--------------|
| 児童交流 | 河合村 | 奈良県北葛城郡河合町 |
| | | (友好提携) |
| 姉妹提携 | 神岡町 | 愛知県知多郡美浜町 |
| | | 富山市四方町 四方小学校 |

一般住民の海外研修

- ・事業は古川町の例により調整します。
まちづくりを担う人材育成を目的
- 補助金は1/2助成で限度額30万円とします。
内容については新市で調整します。

消 防 関 係

消防施設整備に対する地元負担等

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・消火栓、防火水槽の新設、修繕等
分担金 事業費の10% ・施設用地 地元無償提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・筒先、ホース、格納庫、標識、
ハンドルの新設・修繕等
全額 地元負担 |
|--|---|

消 防 団

- ・飛驒市消防団に一本化します

健康福祉関係

ホームヘルプ事業

- ・事業は現行のとおり継続します。
自己負担 1割
1時間 200円(税なし)
介護保険の水準を適用します。

ふれあい入浴サービス事業

- ・新市において無料券を年12枚支給します。
対象者 65歳以上、療育B1、
精神2級以上、身障4級以上
生活保護世帯

生きがい対応型ディサービス事業

- ・事業は現行のとおり継続します。
利用料 1回 1,000円(食事代含む)

高齢者・身体障害者住宅改造費補助

- ・事業は現行のとおり継続します。
限度額 75万円

福祉タクシー(外出支援サービス)運行事業

- ・事業は現行のとおり継続し、3年以内に調整します。
- ・要介護認定者や身障者等の外出支援をするため、リフト付きバスで送迎を行います。
自己負担 河合村 200円~
宮川村 100円~
神岡町 年会費 1,000円(500円)
利用料 200円(100円) [30分~]
燃料費 75円(37円) ()内は非課税世帯

コミュニティバス(福祉バス)運行事業

- ・事業は現行のとおり継続し、3年以内に調整します。
古川町 福祉バス「ほほえみ号」の町内運行 無 料
宮川村 高齢者等の診療所通院のためのバス運行 無 料
神岡町 高齢者や障害者の交通の利便を図るため、
すこやかバスを運行 半 額 (町内の乗降に限る)

有償運送(デマンドポニーカーシステム)事業

- ・事業は現行のとおり継続します。
河合村・宮川村 65歳以上の高齢者、自分で車の乗降が出来ない方の付き添い及び免許を持っていない成人の交通手段の確保
自己負担 片道 100円

家族介護用品等支給事業

- ・事業は、古川町の例により継続します。
要介護3から5と判定、もしくはこれに準ずる高齢者を介護している家庭にクーポン券を支給する。 上限 年30,000円

在宅寝たきり老人等介護者慰労金給付

- ・要介護者3~5、痴呆者 以上の在宅介護者に対し、月6,000円を3ヶ月ごとに支給します。

敬老祝品等贈呈事業

- ・ 88歳と100歳に祝い金を贈ります。

88歳	5,000円
100歳	30,000円

老人緊急通報システム

- ・ 機器本体の設置は無料とし、消耗品、手数料、修繕料等は実費負担とします。

訪問理・美容サービス事業

- ・ 事業は古川町の例により継続します。

65歳以上の寝たきり者等の訪問理・美容に対し補助	限度	年6回以内
	委託費	理・美容師に1回1,000円を支払います。

介護保険料

- ・ 保険料は現行のとおり (第1号被保険者)

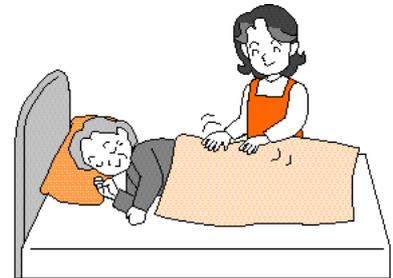
第1段階被保険者保険料	1,600円/月
第2段階被保険者保険料	2,400円/月
第3段階被保険者保険料	3,200円/月
第4段階被保険者保険料	4,000円/月
第5段階被保険者保険料	4,800円/月

(吉城広域連合の基準による)

在宅知的障害者交通費助成

- ・ 事業は、古川町の例により継続します。

療育手帳所持者、付添人又は保護者及び精神障害者保健福祉手帳の所持者に対し、交通費を補助します。	最高	1/2
---	----	-----



身体障害者ニュー福祉機器購入助成

- ・ 事業は現行のとおり継続します。

ニュー福祉機器の購入に対する補助	(県要綱の基準による)
------------------	-------------

身体障害者自動車改造助成

- ・ 事業は現行のとおり継続します。

障害者自らが所有し運転する自動車の改造代の補助	最高	10万円
-------------------------	----	------

重度身体障害者介助用自動車購入助成

- ・ 事業は現行のとおり継続します。

重度身体障害者の介助用自動車購入に対し補助	対象経費	最高60万円
	補助	対象経費の2/3以内

身体障害者自動車運転免許取得補助

- ・ 事業は現行のとおり継続します。

身体障害者手帳所有者及び療育手帳所有者で自動車運転免許を取得する方に対し補助	経費の2/3以内	(10万円を限度)
--	----------	-----------

障害者ディサービス事業

- ・ 指定業者の有無に関わらず、自己負担額を除き市が負担します。

障害者短期入所事業

- ・ 事業は現行のとおり継続します。

一時的に施設で障害者(児)の介護を行います。
利用者負担額は、所得要件によります。

重度心身障害児福祉手当

- ・ 事業は古川町の例により継続します。

身障者手帳1級~3級、療育手帳A~B1までの障害のある20歳未満の児童と保護者に支給します。	最高	月10,000円
--	----	----------

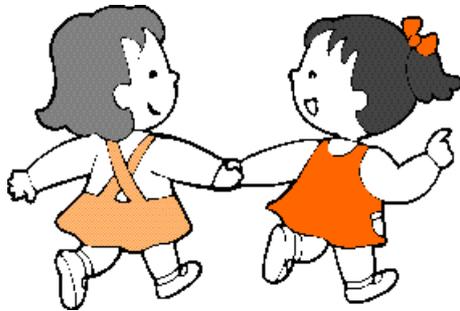
重度心身障害者老人特別助成

- ・ 事業は神岡町の例により継続します。

福祉医療重度障害者に該当し、老人保健医療の適用者の保険診療に係る自己負担額を助成します。		
県制度あり		
市制度	身障4級、療育B2	非課税世帯

児童遊園地の整備に対する助成

- ・事業は古川町の例により継続します。
各地区が行う次の事業に対し、1/4補助
(限度額あり)
 用地の購入 遊具等の整備
 用地の賃借料



障害児通園施設(ことばの教室)

- ・事業は現行のとおり継続し、国の基準に準じて調整します。
 指導、相談、検査の実施と訓練による社会生活への適応育成
 使用料は支援制度によります。

地域子育て支援センター事業

- ・事業は現行のとおり継続します。
希望者はどのセンターにも参加できます。

子づくり・出産等補助

- ・出産祝金を贈呈します。
 第3子 50千円
 第4子以降 100千円

保 育 料

- ・保育料は現行のとおりとし、3年をめどに統一します。(国の基準の50%~70%の範囲内で)

保育料徴収基準の最高額

古川町	0歳児	80,000円	河合村	0歳児	46,000円
	1・2歳児	56,000円		1・2歳児	32,000円
	3歳児	34,920円		3歳児	30,800円
	4歳児~	28,660円			
宮川村	3歳児未満	32,000円	神岡町	0歳児	40,000円
	3歳児以上	30,800円		1・2歳児	32,500円
				3歳児~	20,900円

保育園給食事業主食費

- ・3歳児以上については、月1,000円徴収します。

成人病総合検診手数料

基本健診	1,000円	乳がん検診	800円
胃がん検診	1,000円	骨粗鬆症検診	800円
大腸がん検診	600円	肺がん喀痰検診	600円
子宮がん検診	800円		

- ・70歳以上は、全項目無料とします。
- ・生活保護世帯は、無料とします。
- ・健康診査等に係る費用徴収規程を制定します。

特別(節目)検診事業

- ・40歳、50歳、60歳を対象に半日ドッグを行います。
 委託機関は、飛騨市民病院とし、
 個人負担は、5,000円とします。
 (50、60歳男性で前立腺ガン検診希望者は5,600円)

母子保健事業

- ・事業は現行のとおり継続し、事業内容を統一します。
- ・河合・宮川地区は古川と一緒にいきます。
- ・各種教室・相談事業

妊婦検診事業

- ・事業は、神岡町の例により継続します。
- ・妊婦に受診券を交付します。

緑券（HBS含む）	1枚
白券（一般）	2枚
藤券（超音波検査）	1枚
（35歳以上の妊婦）	

妊婦通院等補助

- ・事業は、現行のとおり継続し調整します。
- ・妊娠後期の通院等の経費の一部を補助します。

神岡町該当	1人	50,000円
-------	----	---------

老人等の住宅屋根雪下ろし補助

- ・事業は現況のとおり継続し、新市において調整します。
河合村該当 屋根の除・排雪に対し補助します。



留守家庭児童対策

- ・事業は現行のとおり継続し、新市において調整します。

古川町該当	放課後児童クラブ
利用料	月2,500円

- 1 市民環境関係 「環境」

公営墓地管理に関すること

- ・使用料については、現行のとおりとします。
- ・管理料については、古川町の1号～6号墓地は年1,000円/1区画とし、宮川村及び神岡町の墓地は管理料を徴収しません。

火葬料金について

- ・地区内者（旧吉城広域連合構成町村）については無料とします。
- ・地区外者については、次のとおりとします。

大人（12歳以上）	1体	50,000円	産汚物	1体	15,000円
子供（12歳未満）	1体	30,000円	保管料		5,000円
胎児	1体	20,000円			

分別ステーション設置補助金

- ・古川地区で現行のとおり継続し、新市において調整します。

制度内容	地区が不燃ごみ分別ステーション建物を設置した場合、経費の1/2を補助します。
限度額	30万円

ごみ収集事業

・各町村の現行のとおり継続し、新市において調整します。

<p>古川町</p> <p>ごみ収集 業者委託 可燃ごみ 約84回/年 委託 ステーション収集 袋出し 埋立てごみ(その他) 約21回/年 拠点収集 缶 約21回/年 拠点収集 ガラスビン・ペット 約21回/年 拠点収集 くず鉄 約21回/年 拠点収集 段ボール 2回/月 拠点収集 新聞・雑誌 2回/月 拠点収集 紙パック 1回/月 正式には実施して いない 乾電池・蛍光管 3回/年 拠点収集 小物家電製品 約21回/年 拠点収集 プラ容器 約26回/年 ステーション収集 粗大ごみは収集なし 自己搬入 食用廃油・牛乳パック 3回/年 拠点収集 カーバッテリー 2回/月 拠点収集</p>	<p>河合村</p> <p>ごみ収集 業者委託 可燃ごみ 2回/週 ステーション収集 袋出し ボックス常設 埋立てごみ 2回/月 ステーション収集 缶 2回/月 ステーション収集 ボックス常設 ガラスビン・ペット 1回/月 ステーション収集 くず鉄 2回/月 ステーション収集 プラ容器 1回/月 ステーション収集 リサイクル倉庫自 己搬入</p>	<p>宮川村</p> <p>ごみ収集 直営 可燃ごみ 1回/週 地区の指定収集所 袋出し 埋立てごみ 1回/週 ステーション収集 (ボックス常備) 缶 1回/月 ステーション収集 ボックス等 ガラスビン・ペット 1回/月 ステーション収集 くず鉄 2回/月 ステーション収集 各団体が年2回程 度業者へ直接渡し 粗大ごみ 1回/月 地区の指定収集所 予約制 有料シール制 廃乾電池・蛍光灯 1回/年 地区の指定収集所 ボックス</p>	<p>神岡町</p> <p>ごみ収集 直営 可燃ごみ 2回/週 ステーション収集 袋出し 埋立てごみ(その他) 1回/月 ステーション収集 缶 1回/月 ステーション収集 コンテナ等 ガラスビン・ペット 1回/月 ステーション収集 くず鉄 1回/月 ステーション収集 段ボール 1回/月 ステーション収集 新聞・雑誌 1~3月間1回/月 ステーション収集 紙パック 隔月 ステーション収集 乾電池・蛍光管 小物・家電製品 1回/月 ステーション収集 プラ容器 2回/月 ステーション収集 粗大ごみは収集なし 自己搬入</p>
--	--	---	--

ごみの分別種類について

- ・現行のとおり継続し、新市において調整し統一します。
(新市において、収集方法の改善・処分施設整備と平行し、分類を統一します。)

古川町	河合村	宮川村	神岡町
・可燃ごみ	・可燃ごみ	・可燃ごみ	・可燃ごみ
・不燃ごみ(鉄くず類)	・不燃ごみ	・不燃ごみ	・不燃ごみ
・埋立ごみ (ガラス、陶器類)	・埋立ごみ	・埋立ごみ	・埋立ごみ
・缶類(2分別)	・缶類(1分別)	・缶類(2分別)	・缶類(1分別)
・ビン(3分別)	・ビン(1分別)	・ビン(3分別)	・ビン(1分別)
・ペットボトル	・ペットボトル	・ペットボトル	・ペットボトル
・段ボール	・段ボール	・段ボール	・段ボール
・新聞、雑誌	・新聞、雑誌	・新聞、雑誌	・新聞、雑誌
・乾電池	・紙パック	・紙パック	・紙パック
・蛍光灯	・乾電池	・乾電池	・乾電池
・小物家電製品	・蛍光灯	・蛍光灯	・蛍光灯
・プラ容器	・小物家電製品	・小物家電製品	・小物家電製品
・粗大ごみ	・プラ容器	・プラ容器	・プラ容器
・不燃性粗大ごみ	・粗大ごみ	・粗大ごみ	・粗大ごみ
・可燃性粗大ごみ	・家電4品目	・家電4品目	・家電4品目
・バッテリー			
・食用廃油			
・牛乳パック			
・綿製品			
・白色トレイ			
・空きビン			
・家電4品目			

生ごみ堆肥化補助金

- ・神岡町地区で現行のとおり継続します。
団体をお願いし、公共施設から排出される生ごみをEMぼかしで堆肥化する実験的事業
市民病院 給食センター たんぼぼ苑
ケアホスピタルたかはら

生ごみ堆肥化装置設置補助金

- ・宮川村の例により継続します。
生ごみ堆肥化処理装置
生ごみ堆肥化処理容器
その他市長が認めた物
補助率 1/3 限度額 30,000円

リサイクル(資源回収)事業奨励金

- ・神岡町の例により継続します。
実績割 6円/kg 回数割 3,000円/回
逆有償分については新市が業者へ直接支払いをします。
登録団体へは計画書の提出を依頼し、回収日の調整をします。

ごみカレンダー

- ・現行のとおり継続し、新市において調整します。

不燃物収集手数料

- ・不燃ごみ収集手数料については徴収しません。(廃止します)

清掃手数料について

- ・可燃ごみ及びプラスチック容器指定袋料金は、神岡町の例により新市に引き継ぎ、不燃ごみ収集手数料については徴収しません。
- ・新料金の施行は平成16年4月1日からとし、平成16年2月及び3月については、現行のとりの料金を適用します。
- ・指定ごみ袋販売委託手数料は8%とします。
- ・切替猶予期間 平成16年10月31日
(各町村の可燃ごみ袋は11月1日以降使用できません。)
(各町村のプラ容器袋は使用出来ず。)

収 集

・可燃物	大68円/枚	小34円/枚
・プラ容器袋	30円/枚	
・不燃ごみ	無 料	



持ち込み

- ・可燃物焼却場持込料金 7円/kg
- ・事業系段ボール・新聞・雑誌 10円/kg
- ・不燃ごみ 10円/kg
- ・粗大ごみの電気(機)製品 50円/kg
- ・敷物布団類 30円/kg
- ・家具類 50円/kg
- ・プラ製品 80円/kg (スキーを含む)
- ・自転車、一輪車等機器類 100円/kg
- ・埋め立てごみ 100円/kg
 - * 平成16年度は、家庭系は無料、事業系は10円/kgとし、3年を目途に100円/kgとします。
- ・家電リサイクル関係(運搬)4,000円/台
 - * 破損した特定家庭用機器廃棄物については、リサイクル料金相当額に4,500円を加算した額とします。
- ・粗大ごみの荒城クリーンセンター分については、事業主体となる国府町と協議して決定します。

- 2 市民環境関係 「窓口業務」

戸籍異動等に関すること

受付は、各振興事務所市民生活課で行います。
窓口直接、郵送

手 数 料

受付時間

月曜日	8:30~18:15
火曜日~金曜日	8:30~17:15

戸籍・除籍の謄抄本に関する証明手数料

- ・戸籍全部事項証明又は個人事項証明 450円
- ・除籍全部事項証明又は個人事項証明 750円
- ・戸籍一部記載事項証明 350円
- ・除籍一部記載事項証明 450円
- ・身元又は身分に関する証明 300円

・戸籍届出

休日・時間外は宿・日直者が対応します。

戸籍の届出等に関する証明手数料

・戸籍関係証明書

休日・時間外は取扱いをしません。

- ・戸籍の届出若しくは申請の受理証明又はその記載事項証明 350円
- ・上質紙を用いた婚姻等の届出の受理証明 1,400円

住民異動等に関すること

受付は、各振興事務所の市民生活課で行います。
休日における住民票及び印鑑証明書の発行のみ、日直者が対応します。

- ・住民異動届
 窓口で直接 転出証明のみ郵送可
- ・住民票の発行
 窓口で直接、郵便請求、相互発行

受付時間

月曜日 8：30～18：15
火曜日～金曜日 8：30～17：15

住民票等の相互発行について

事業概要及び対象者

2市2郡に住民登録又は住民登録があり本籍がある方に証明書等をファックスによる電信にて出力し、交付します。

手数料

各自治体の手数料に基づきます

受付時間

平日8：30～17：00

受 付

飛驒市、高山市、吉城郡、大野郡各市町村の住民担当課（振興事務所）

住民票等の郵便局における発行について

受付は、打保郵便局（宮川）、東茂住郵便局（神岡）、袖川郵便局（神岡）で行います。

取扱い証明書

- ・戸籍全部事項証明又は個人事項証明書
- ・除籍全部事項証明又は個人事項証明書
- ・戸籍一部記載事項証明書
- ・除籍一部記載事項証明書
- ・戸籍の附票
- ・外国人登録済証明書
- ・住民票、住民票記載事項証明書
- ・印鑑登録証明書
- ・納税証明書

受付時間

平日8：30～17：00



外国人登録等について

受付は、各振興事務所の市民生活課で行います。

窓口で直接

手 数 料

外国人登録に関する証明手数料 300円

受付時間

月曜日 8：30～18：15
火曜日～金曜日 8：30～17：15
休日・時間外は取扱いをしません。

印鑑の登録事務について

受付は、各振興事務所の市民生活課で行います。

窓口で直接

手 数 料

印鑑登録に関する証明手数料
印鑑登録証明、印鑑登録証の交付

300円

受付時間

月曜日 8：30～18：15
火曜日～金曜日 8：30～17：15
休日・時間外は取扱いをしません。

自動車の臨時運行許可に関すること

受付は、各振興事務所の市民生活課で行います。	受付時間
窓口で直接	月曜日 8:30~18:15
手数料	火曜日~金曜日 8:30~17:15
臨時運行許可手数料 750円	休日・時間外は取扱いをしません。

火葬場管理（受付事務）について

受付は、各振興事務所の市民生活課で行います。	受付時間
窓口で直接	月曜日 8:30~18:15
手数料	火曜日~金曜日 8:30~17:15
埋火葬に関する証明手数料 300円	休日・時間外は宿・日直者が対応

- 3 市民環境関係 「国民健康保険」

療養給付金一部負担金

・4町村同一であり、現行のとおり継続します。	退職被保険者
一般保険者 3割	本人 3割
	被扶養者入院 3割
	被扶養者外来 3割

保険料率等の基準

・賦課方式は4方式とし、料率については、古川町を基準に新市において調整します。	応益割 (50%)
古川町保険料率	均等割 35%
応能割 (50%)	平等割 15%
所得割 40%	
資産割 10%	

軽減割合

- ・4町村同一であり、現行のとおり継続します。
7割軽減、5割軽減、2割軽減を適用します。

課税限度額

- ・4町村同一であり、現行のとおり継続します。
医療保険分 530,000円
介護保険分 80,000円

高額医療費貸付事業

・古川町の例により継続します。	貸付対象	町民6ヶ月以上
基金設置 300万円	貸付方法	医療機関の請求書の提出による
貸付金 高額医療費相当額の90%以内	償還期限	高額医療費支給時
限度額 300万円 無利子		

出産育児金・葬祭費の支給

・4町村同一であり、現行のとおり継続します。	対象	国保被保険者
出産育児金 30万円	支払日	届出後口座振替

葬祭費の支給

- ・ 4 町村同一であり、現行のとおり継続します。
葬 祭 費 2 万円
- | | |
|-------|---------|
| 対 象 | 国保被保険者 |
| 支 払 日 | 届出後口座振替 |

- 1 産業経済関係 「農林水産」

農業委員の定数及び任期

- ・ 新市に 1 つの農業委員会を置き、4 町村の農業委員会の選挙による委員は、平成 16 年 6 月 30 日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任します。
新市の選挙による委員の定数は 26 人とします。

農業近代化資金利子補給金

- ・ 現行のとおり継続します。
- ・ 農業近代化資金等の農林漁業振興制度資金に対する利子補給
企業化資金、基盤強化資金、BSE 安定資金 新規借入者 補助率 県要綱による

農地流動化補助金

- ・ 現行のとおり継続し、新市において調整します。
古川町、河合村制度なし
宮川村
農地の貸し借りに対して補助します。
10a 当たり 3～6年 3,000円
6年以上 6,000円
- | | |
|-------|--|
| 神岡町 | 中核的農家の規模拡大及び農用地の荒廃防止を目的として、利用権設定を受けた耕作者に対し助成します。 |
| 利用権設定 | @ 5,000円 / 10a |
| 作業受託 | @ 5,000円 / 10a |

農業改良組合

- ・ 現行のとおり継続し、新市において調整します。

農業改良組合補助金

- ・ 古川町の例により継続します。 定額の運営育成補助 (H15より交付金へ変更)

中山間地域等直接支払い事業交付金

- ・ 現行のとおり継続します。
なお、古川町の対象外農地については、H16まで現行のとおり継続します。
 - ・ 生産条件の不利地域の農業生産活動を行う農業者に対する補助
5年以上継続
- | | | |
|----|-------------------------------|-------------------------------|
| 単価 | ・ 急傾斜農用地 田 21,000円 / 10a | ・ 緩傾斜農用地 田 8,000円 / 10a |
| | ・ 緩傾斜農用地 畑 3,500円 / 10a (宮川村) | ・ 対象外の農地 田 2,000円 / 10a (古川町) |

林業用重機等分担金

- ・ 現行のとおり継続し、新市において調整します。
古川町、宮川村、神岡町制度なし
河合村
地元要望により作業路修復のため借り上げ
借り上げ料の 1 割を地元負担

一般造林補助金

- 次のとおりとします。
 - 間伐 天然改良 除伐
補助対象事業として森林組合が森林施業計画を樹立し、施業を実施した場合、所有者は事業費の5%を負担します。
 - * ただし、市が指定した重点地区でかつ、既に森林組合と長期森林管理委託契約を締結している所有者はH16年度まで負担なしとし、以降は新市で調整します。
 - 下刈り 枝打ち
補助対象事業として森林組合が森林施業計画を樹立し、施業を実施した場合、所有者は事業費の27%を負担します。

- 高齢者生きがい造林
県と同額を上乗せ補助します。
- 間伐材利用促進
県と同額(2,000円/m³)を上乗せ補助します。
- 間伐材利用施設設置
事業費の30%以内を市が補助します。
- 造林作業路開設
限度額1,000円/mで市が補助します。
- 造林作業路舗装
廃止します。

小規模造林事業補助金

- 事業費の30%以内を市が補助します。

中核森林技術者定着促進事業補助金
(事業主負担補助)

- 県補助事業は実施します。
河合村、神岡町の単独事業は廃止します。

産直住宅建設促進事業補助金

- 現行のとおり継続します。
県と同額を補助します。

有害鳥獣駆除事業(捕獲奨励金)

- 買い上げ単価は、次のとおりとします。

イノシシ	8,000円
ウサギ	500円
ハト	500円
カモシカ	委託料で対応
カラス	1,000円

クマ	20,000円
サル	10,000円
スズメ	20,000円以内 (1,000羽~)
ヌートリア	250円以内

野生動物進入防止施設補助金

- 河合村の例により継続します。
イノシシ被害防護柵設置補助
1/2以内

河合村漁業近代化資金利子補給

- 現行のとおり継続し、新市において調整します。
岐阜県漁業近代化資金利子補給規則の規定に
り、予算の範囲内で年利率1%以内の額を漁
業者に対し利子補給を行います。

養魚場災害復旧費補助金

- 現行のとおり継続し、新市において調整します。
市単独補助で対応します。

農業近代化資金利子補給金(水産~)

- 現行のとおり継続します。
河合村・宮川村該当 期末における借入金残高
に対し、年10%を限度
として計算した金額の
1/2以内の合計額

地積調査事業

- 現行のとおり継続し、新市において調整します。

事業開始年度	進捗率
古川町	S56 56.73%

河合村	H6	10.31%
宮川村	H1	5.38%
神岡町	H13	0.00%

- 2 産業経済関係 「勤労者・若者定住」

勤労者生活安定資金融資

- ・制度は古川町の例により継続します。
市内に1年以上在住する20歳以上の人を対象に労働金庫を通じて貸付します。

限度額（1世帯）	50万円以内
利率	金融機関所定の利率
返済	3年以内

勤労者住宅資金融資

- ・制度は神岡町の例により継続します。
市内に1年以上在住する20歳以上の人を対象に労働金庫を通じて貸付します。

限度額（1世帯）	500万円以内
利率	金融機関所定の利率
返済	15年以内

企業まつり開催事業

- ・事業は古川町の例により継続します。
市内企業労働者が軽スポーツを通して
年1回（10～11月頃）交流する事業。

ウエルカムイターン奨励金

- ・制度は古川町の例により継続します。
民間賃貸住宅の家賃の1/3を補助
限度額 1万円/月 2年間
年齢 45歳以下

就職促進奨励金

- ・定住促進を図るため、1年以上就職した方に奨励金を交付します。

学卒就職	5万円
帰市、転入就職（満45歳以下）	3万円
対象事業所	

製造業、建設業、卸売・小売業、
サービス業、運輸・通信業で別に
規則で定めるもの



住宅建設等促進助成金

- ・制度は古川町の例により継続します。
- ・他市町村に居住している方で、飛騨市民になろうとするために住宅を新築（購入）した方。
- ・飛騨市民で初めて市内に住宅を取得・新築した方。
- ・「飛騨市都市計画用途地域内における小宅地に住宅を有する者の移転に伴う助成金交付条例」第2条に該当する方。
- ・助成金額
住宅部分及び宅地に対する固定資産税から、その住宅にかかる軽減税率を差し引いた額。
期間は3年間

- 3 産業経済関係 「観光」

観光関連施設

- ・現行のとおり継続し、合併後2年以内を目途に民営化を図ります。
なお、廃止統合を含め、健全経営への取り組みを継続して行います。

古川町

- ・まつり会館
- ・飛騨の匠文化館
- ・ぬく森の湯すば～ふる
他

河合村

- ・ゆうわ～くはうす
- ・YU・MEハウス
- ・なかんじょキャンプ場
他

宮川村

- ・おんり～湯
- ・まんがサミットハウス
- ・ナチュラルみやがわ
他

神岡町

- ・流葉交流センター
Mプラザ
- ・春慶館
- ・山之村キャンプ場
他

各種イベント

・事業は現行のとおり継続し、観光協会及び地域住民や地域団体と協働で行います。

古川町 ・古川祭 ・屋台交替式 ・きつね火まつり ・三寺まいり ・飛騨古川冬物語 他	河合村 ・ふれあいコンサート ・夏の雪まつり ・自然体験事業 ・麻布十番納涼雪まつり 他	宮川村 ・Eボート大会 ・海山交流市 ・親雪まつり ・国際メルヘン アニメ映像祭 他	神岡町 ・ジオスペース アドベンチャー ・夏祭り ・神岡飛騨獅子まつり ・金比羅まつり ・クリスタルキャンドル タウン 他
--	---	---	--

スキー場施設

・現行のとおり継続し、合併後2年以内を目途に民営化を図ります。
なお、廃止統合を含め、健全経営への取り組みを継続して行います。

古川町 施設なし	河合村 飛騨かわいスキー場 村が直営	宮川村 宮川村 白木ヶ峰スキー場 (株)飛騨まんが王国 へ管理委託	神岡町 ひだ流葉スキー場 大阪 緑風観光へ 業務委託
-------------	--------------------------	---	-------------------------------------

- 4 産業経済関係 「商工」

小口融資

・市内で1年以上事業を行っている従業員20人以下の法人及び個人を対象とします。

・限度額	1,000万円	・貸付期間	8年以内
・利率	金融機関所定の利率	・資金使途	運転資金、設備資金

小口融資保証料補給金

・制度は古川町の例により継続します。
保証料の1/2を補助します。

小口融資利子補給金

- ・借入利率
年3%を超えた、上限2%の部分を補給します。
ただし、貸付利率が3%を超え、上限の2%に満たない場合はその部分とします。
- ・補給期間
3年以内

商工業振興資金利子補給

- ・市内の中小企業者等が施設設備及び工場を拡張する資金に対し利子補給を行います。
 - ・利子補給 年2%以内
 - ・補助期間 3年以内
 - ・利子補助限度資金額 300万円以上2,000万円以内

商店街空き店舗等活用事業奨励金

- ・制度は古川町の例により継続します。
- ・事業者が商店街の空き店舗等を活用する事業等に対する補助
- ・対象地区
 - 飛騨市都市景観条例に該当する歴史的景観地区
 - 及び駅前景観形成地区
- ・改修費 (1/3補助、上限100万円)
- ・賃借料 (1/3補助、2年間、上限20万円)

起業化促進事業補助金

- ・制度は神岡町の例により継続します。
- ・空き家等を活用し、新しく事業を起こす方に対し助成を行います。
- ・補助額 (事業費の20%、上限100万円)

共同街路照明施設設置事業補助金

- ・制度は古川町の例により継続します。
 - ・事業費の1/3を補助
 - ・補助対象事業費 200万円以上1,500万円以下

企業誘致推進事業

- ・事業は古川町の例により継続します。
 - ・工場を新たに設置する方に奨励措置を行います。
 - ・奨励措置 工場の用水確保、付帯道路、又は取付道路の施工及び敷地の荒造成。

工業適地移転事業奨励金

- ・制度は古川町の例により継続します。
 - ・製造業を営む事業者の工場適地の移転に対する奨励金交付
 - ・対象事業費(500万円以上1億円未満)の3%

工業適地移転事業資金利子補給金

- ・制度は古川町の例により継続します。
 - ・製造業を営む事業者が工場適地へ移転するために融資を受けた場合の利子の助成をします。
 - ・利子補給 3%以内
 - ・補助期間 3年間

中小企業倒産防止共済掛金補助金

- ・制度は古川町の例により継続します。
 - ・中小企業倒産防止共済の掛金を一部助成します。
 - ・1ヶ月分の掛け金を助成します。
 - ・上限 8万円

特産品・新商品開発支援補助金

- ・制度は神岡町の例により継続します。
- ・町の特産品を利用して特産品開発を行う団体に補助します。

伝統工芸品振興事業補助金

- ・制度は神岡町の例により継続します。
- ・伝統工芸品の振興のための補助

- 1 基盤整備関係 「上・下水道」

水道使用料

- ・現行のとおり継続し、5年を目途に調整します。

古川町	河合村	宮川村	神岡町
口径13mmで 1ヶ月30m ³ 使用	口径13mmで 1ヶ月30m ³ 使用	口径13mmで 1ヶ月30m ³ 使用	口径13mmで 1ヶ月30m ³ 使用
上水道 4,095円	簡易水道 1,365円	簡易水道 2,100円	上水道 3,020円
簡易水道 4,095円			簡易水道 3,020円

水道料金徴収

納期	月末納期	毎月徴収
納付方法	現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整します。	
検針	毎月検針	

水道事業分担金

- ・現行のとおり継続し、5年を目途に調整します。

古川町	河合村	宮川村	神岡町
<ul style="list-style-type: none"> 営農飲雑用水施設整備分担金 ・中山間地域総合整備事業 総事業費の15% (限度額50,000円/戸) 簡易水道施設整備分担金 ・新設 総事業費の75%から国県補助金を除した額 (限度額50,000円/戸) ・改良 総事業費の80%から国県補助金を除した額 (限度額50,000円/戸) 	<ul style="list-style-type: none"> 営農飲雑用水施設整備分担金 ・中山間地域総合整備事業 総事業費の10% 簡易水道施設整備分担金 ・事業費を当該受益戸数で除した1戸当たり ・1万円未満 100% ・1万～3万円未満 40% ・3万円以上 30% 	<ul style="list-style-type: none"> 営農飲雑用水施設整備分担金 ・中山間地域総合整備事業 200,000円/戸 簡易水道施設整備分担金 200,000円/戸 	<ul style="list-style-type: none"> ・分担金なし ・負担金 吸水管の工事費全額 ・本管からメーターまでの工事費を接続者で負担



水道加入金

- ・現行のとおり継続し、5年を目途に調整します。
河合村、神岡町 加入金なし

古川町

上水道加入金（税別）	
13mm	50,000円
20mm	118,000円
25mm	185,000円
30mm	266,000円
40mm	473,000円
50mm	740,000円

簡易水道加入金	
数河	280,000円
三ヶ村	300,000円
中太江	450,000円
諏訪	350,000円
平岩	350,000円
五ヶ村	350,000円
末高	300,000円

宮川村

簡易水道加入金	
200,000円	
13～16mm	15,000円
20mm	20,000円
25mm	25,000円
30mm	30,000円
40mm	40,000円
50mm	50,000円



再開栓手数料

- ・現行のとおり継続し、新市において調整します。
古川町、河合村、宮川村 手数料なし

神岡町 1件5,250円

給水装置工事事業者の指定手数料

- ・古川町の例により継続します。
1件 10,000円（消費税別途）

下水道使用料

- ・現行のとおり継続し、5年を目途に調整します。

古川町	河合村	宮川村	神岡町
1ヶ月30m ³ 使用	1ヶ月30m ³ 使用	1ヶ月30m ³ 使用	1ヶ月30m ³ 使用
・公共下水道 4,410円	・農業集落排水 4,000円	・農業集落排水 4,515円	・公共下水道 4,940円
・特定環境保全 4,410円	・小規模排水 4,000円		・特定環境保全 4,940円
・農業集落排水 4,200円	・簡易排水 4,000円		・農業集落排水 4,940円
	・個別排水 4,000円		・個別排水 4,300円

下水道料金徴収

納期	月末納期 毎月徴収
納付方法	現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整します。
検針	毎月検針

合併処理浄化槽設置整備事業補助金

・現行のとおり継続し、新市において調整します。

古川町

下水道、農業数落排水が整備されない地域及び公共下水道及び農業集落排水が7年以上整備されない地区に合併処理浄化槽を設置する者に補助金を交付します。(国庫補助)

設置基準	限度額
5人槽以下	375,000円
6～7人槽	438,000円
8～50人槽	555,000円

国、県、町がこの1/3を補助

宮川村

下水道化構想の中で農業集落排水処理区に含まれない地域において合併処理浄化槽を設置する方に対する補助。

	控除額	限度額
5人槽	30万	70万
6～10	30万	90万
11～20	33万	厚生労働省 基準額
21～30	33万	
31～50	36万	

設置に要する費用から上記控除額を引いた額が限度額の低い方

神岡町

集合処理区域外の住居に対して補助します。

設置基準	限度額
5人槽以下	339,000円
6～7人槽	494,000円
8～50人槽	854,000円

河合村

制度なし

水洗便所等改造資金融資斡旋事業

- ・次のとおりとします。
- ・融資額 200万円まで
- ・償還期限 60月以内

水洗便所等改造資金利子補給事業

- ・次のとおりとします。
- ・年利子の1/2相当額を補給
- ・補助期間 5年以内

水洗便所等改造資金特別助成金

- ・制度は古川町の例により継続します。(河合村、宮川村、神岡町制度なし)
- ・集会場、広場等の排水設備等工事に対して助成金交付1/2か40万円のいずれか低い方

下水道事業分担金(負担金)

・現行のとおり継続し、5年を目途に調整します。

古川町

- 都市計画下水道
- ・区域内の土地の面積に300円/m²を乗じた額
- 特定環境保全下水道事業
- ・単独事務費を除く管渠整備事業費の6.5%
- 農業集落排水事業
- ・事業費(単独事業費)

河合村

- 農業集落排水事業
- 小規模排水事業
- 簡易配水施設
- 個別排水事業
- ・一般 200,000円/戸
- ・事業者 200,000～450,000円/戸

宮川村

- 農業集落排水事業
- ・一般 300,000円/戸
- ・事業者 300,000～450,000円/戸

神岡町

- 公共下水道
- ・280,000円/戸
- 特環下水道
- ・400,000円/戸
- 農集下水道
- ・400,000円/戸
- 個別排水
- ・400,000円/戸

下水道新規加入金

・現行のとおり継続し、5年を目途に調整します。

古川町

- 特定環境保全公共下水道
- ・事業費の6.5%
- 農業数落排水
- ・袈裟丸374,000円/戸
- ・三ヶ区359,000円/戸

河合村

- 農業集落排水事業
- 小規模排水事業
- 簡易配水施設
- 個別排水事業
- ・一般 200,000円/戸
- ・事業者 200,000～450,000円/戸

宮川村

- 農業集落排水事業
- ・300,000円/戸

神岡町

- 公共下水道
- ・280,000円/戸
- 特環下水道
- ・400,000円/戸
- 農集下水道
- ・400,000円/戸

排水設備工事事業者指定手数料

- ・古川町の例により継続します。(河合村、宮川村、神岡町は手数料なし)
- ・1件 10,000円(消費税込み)

- 2 基盤整備関係 「建設」

駐車場使用料

- ・現行のとおり継続します。(河合村、宮川村、神岡町該当なし)

古川町

役場前駐車場

	午前7時～午後6時	午後6時～午前7時
普通車	1時間 100円	500円
観光バス	1回 3,000円	500円

月極

・若宮駐車場

普通車	3,000円
中型車	4,000円
大型車	5,000円

・役場前駐車場

普通車	5,000円
-----	--------

・円光寺、壺之町駐車場

普通車	4,000円
-----	--------

・駅前駐車場

普通車	6,000円
-----	--------

駐車場設置促進補助金

- ・制度は古川町の例により継続します。(河合村、宮川村、神岡町は制度なし)
 - ・駐車場に係る補助 敷地造成、敷地購入、敷地借り入れ

豪雨災害対策緊急特別措置

- ・現行のとおり継続します。(宮川村、神岡町制度なし)

古川町

H11.9.15災害により被害を受け、復旧のため借り入れる事業資金利子助成 (H16廃止予定)
支払利子の2%以内 3年間

河合村

H11.9.15災害により被害を受け、復旧のため借り入れる事業資金利子助成

景観条例に基づく助成事業

- ・現行のとおり継続し、新市において調整します。(河合村、神岡町事業なし)

古川町

歴史的景観地区

- ・建築物の新築、増築、改築、改修
1/4以内 上限40万円
- ・その他の工作物及び外構、修景
1/4以内 上限10万円

景観重要建築物(未指定)

- ・歴史的に重要な建物の修理等及び優れた近代洋風建築物(明治から戦前の洋館)の修理
1/4以内 上限40万円

住民による優れた景観づくり活動等

1/4以内 上限10万円

景観樹木等

- ・指定した景観上重要な樹木の剪定等
1/4以内 上限15,000円/本屋外広告物の設置(歴史的景観地区のみ)
- ・景観に調和させるための設置、改修、除却
1/4以内 上限25,000円

宮川村

H14年より制度化

- ふるさと景観保全地域内の石積み、板倉の補修
事業費の80%以内
- ふるさと景観保全認定団体が行う景観保全活動事業
事業費の100%以内



野外広告物の許可手数料

- ・現行のとおり継続します。
 - ・広告板、広告塔、アーチ等
(広告表示面積5㎡当たりの単価、5㎡未満の端数は5㎡として扱う)

電飾設備なし		電飾設備あり	
1年以下のもの	900円	1年以下のもの	1,200円
～2年以下のもの	1,520円	～2年以下のもの	2,090円
2年超	2,240円	2年超	3,080円

電柱又は街灯柱を利用する広告物	1個	300円	はり紙	100枚	400円
立看板	1枚	200円	広告幕及び広告網	1枚	300円
はり札	1枚	80円	その他の広告物	1個	300円
アドバルーン	1個	600円			

公営住宅使用料

- ・現行のとおり継続します。

古川町	河合村	宮川村	神岡町
公営住宅	公営住宅	公営住宅	公営住宅
・家賃 収入に基づき算出	(H16建設予定)	・家賃 収入に基づき算出	・家賃 収入に基づき算出
・敷金 家賃の3ヶ月分の範囲内		・敷金 家賃の3ヶ月分の範囲内	・敷金 家賃の3ヶ月分の範囲内
			・駐車場 1台 1,000円/月
特定公共賃貸住宅	特定公共賃貸住宅	特定公共賃貸住宅	特定公共賃貸住宅
・家賃 収入に基づき算出	・家賃 25,000円	・家賃 収入に基づき算出	・家賃 収入に基づき算出
・敷金 家賃の3ヶ月分の範囲内	・敷金 家賃の3ヶ月分の範囲内	・敷金 家賃の3ヶ月分の範囲内	・敷金 家賃の3ヶ月分の範囲内
			・駐車場 1台 1,000円/月

克雪住宅等整備事業補助金

- 古川町の例により継続します。

ただし、河合村、宮川村においては3年間は現行のとおり継続します。

古川町	河合村	宮川村	神岡町
融雪式 工事費の20% 限度額 15万円	融雪式 工事費の40% 限度額 40万円	融雪式 10,000円/m ² 以内 限度額 200万円	制度なし
落雪式 工事費の20% 限度額 15万円	落雪式 工事費の40% 限度額 40万円	落雪式 (勾配改良有) 7,500円/m ² 以内 限度額 150万円	
高床式 基礎、床下部分の 工事費の20% 限度額 15万円	高床式 基礎、床下部分の 工事費の40% 限度額 40万円	高床式 (勾配改良無) 2,000円/m ² 以内 限度額 40万円	
耐雪式 一般木造住宅との 工事費の差額の20% 限度額 15万円	耐雪式 一般木造住宅との 工事費の差額の 40% 限度額 40万円	耐雪式 10,000円/m ² 以内 限度額 200万円	
	除排雪用機械 購入費の40% 限度額 40万円		

租税特別措置法の施行に関する事務手数料

- 神岡町の例により継続します。

・優良宅地造成の認定 86,000円

・優良住宅新築の認定又は良質住宅新築の認定

100m ² 以下	6,200円
~500m ² 以下	8,600円
~2,000m ² 以下	13,000円
~10,000m ² 以下	35,000円
10,000m ² 超	43,000円



林道開設改良分担金

- 古川町の例により調整し、継続事業については完了まで現行のとおり新市に引き継ぎます。
- 経営林道開設分担金は廃止します。

公共林道分担率
林業用施設開設事業
総事業費の20%
林業用施設改良事業
総事業費の20%

県単林道分担率
林業用施設開設事業
総事業費の20%
林業用施設改良事業
総事業費の20%

市単林道分担率
林業用施設開設事業
総事業費の20%
林業用施設改良事業
総事業費の20%

林道舗装分担金

- 総事業費の20%で調整し、継続事業の分担金については現行のとおり新市に引き継ぎます。

公共林道分担率
事業費の20%

県単林道分担率
事業費の20%

市単林道分担率
事業費の20%

県単土地改良事業分担金（農道整備）

・古川町の事例により調整し、継続事業の分担金については現行のとおり新市に引き継ぎ、新規事業から農道舗装事業の分担率を20%にします。

農道整備事業	総事業費の20%
農道舗装事業	総事業費の20%

県単土地改良事業分担金（ほ場整備）

・ほ場整備事業、暗渠排水事業ともに総事業費の30%とし、継続事業の分担金については現行のとおり新市に引き継ぎます。

ほ場整備事業	総事業費の30%
暗渠排水事業	総事業費の30%

市町村営土地改良事業分担金（農道整備）

・古川町の事例により調整し、継続事業の分担金については現行のとおり新市に引き継ぎ、新規事業から農道舗装事業の分担率を20%にします。

農道整備事業	総事業費の20%
農道舗装事業	総事業費の20%

市町村営土地改良事業分担金（ほ場整備）

・ほ場整備事業、暗渠排水事業ともに総事業費の30%とし、継続事業の分担金については現行のとおり新市に引き継ぎます。

ほ場整備事業	総事業費の30%
暗渠排水事業	総事業費の30%

団体営土地改良事業分担金（農道整備）

・古川町の事例により調整し、継続事業の分担金については現行のとおり新市に引き継ぎ、新規事業から農道舗装事業の分担率を20%にします。

農道整備事業	総事業費の20%
農道舗装事業	総事業費の20%

団体営土地改良事業分担金（ほ場整備）

・ほ場整備事業、暗渠排水事業ともに総事業費の30%とし、継続事業の分担金については現行のとおり新市に引き継ぎます。

ほ場整備事業	総事業費の30%
暗渠排水事業	総事業費の30%

林道災害復旧事業分担金

- ・林道災害復旧（公共）は、補助残の20%とします。
- ・林道災害復旧（単独）は、総事業費の20%とします。
- ・平成15年災までは現行のとおり新市に引き継ぎます。

農地、農業施設災害復旧事業分担金

- ・農地災害復旧（公共）は、補助残の30%とします。
- ・農地災害復旧（単独）は、総事業費の30%とします。
- ・農業施設災害復旧（公共）は、補助残の30%とします。
- ・農業施設災害復旧（単独）は、総事業費の20%とします。
- ・平成15年災までは現行のとおり新市に引き継ぎます。



県営土地改良事業分担金（中山間地域総合整備事業）

- ・神岡町は廃止します。古川町、河合村及び宮川村は現行のとおり新市に引き継ぎます。

古川町	河合村	宮川村
農道新設改良事業 総事業費の15%		農道新設改良事業 事業費の5%
農道舗装事業 総事業費の15%		
農業用排水施設整備事業	農業用排水施設整備事業	農業用排水施設整備事業
幹線水路 総事業費の3%		事業費の5%
一等水路 総事業費の5%	H14制定予定	
二等水路 総事業費の10%	総事業費の10%	
三等水路 総事業費の15%		
営農飲雑用水施設整備 総事業費の15%	営農飲雑用水施設整備	営農飲雑用水施設整備
一戸当たり50万円を超えた場合は50万円に加入施設数を乗じて得た額とします。	H14制定予定	給水メーター1個につき 20万円
	総事業費の10%	農業集落防災安全施設整備事業（流雪溝） 事業費の5%
		（*H15年度から予定）
*平成14年度より改正 （継続事業は従前の率による）		

農業用施設整備事業費補助金（債務負担）

- ・現行のとおり新市に引き継ぎます。（古川町、河合村、宮川村は事業なし）

神岡町

- ・農業用施設整備の受益者負担に対する補助（農林金融公庫融資の賦課金等相当額を補助）
ほ場整備区域内にある町道改良分を負担

H15 236,000円

H16 92,000円

（H16年度で終了）

土地改良施設維持管理適正化事業拠出金

- ・現行のとおり継続します。（古川町のみ該当あり）

- ・岐阜県土地改良事業団体連合会へ加入から5年間拠出。ただし、債務負担ではありません。

宮川右岸用水 上気多樋門 H13～H17 宮川右岸用水 H14～H18

瀬戸川用水 下気多樋門 H13～H17 大久古用水 H15～H19

山田防災ダム事業

- ・現行のとおり新市に引き継ぎ、適正な維持管理に努めます。

（神岡町のみ該当）

除雪出動基準

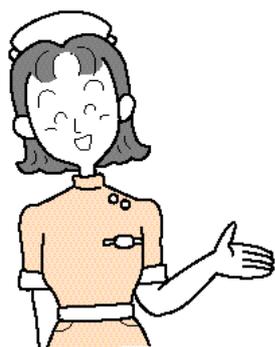
- ・神岡町の例により引き継ぎます。

・幹線道路 昼間 10cm程度
夜間 10～15cm程度

・その他 昼間 10cm程度
夜間 10～15cm程度



市立病院・診療所関係



診療所・病院施設の状況

- ・現行のとおり新市に引き継ぎます。
- 飛驒市民病院
- ケアホスピタルたかはら（指定介護療養型医療施設）
- 飛驒市河合診療所
- 飛驒市宮川診療所
- 飛驒市袖川診療所
- 飛驒市杉原診療所
- 飛驒市山之村診療所

診療所・病院施設の診療時間、休診日

- ・現行のとおり新市に引き継ぎます。

河 合 村 河合診療所

曜日	午前	午後
月	診察	訪診
火	診察	訪診
水	診察	研修
木	診察	診察
金	診察	訪診

診療時間

医科

8時30分～12時
14時～16時

休診日

土日、祝祭日、年末年始

宮 川 村 宮川診療所、杉原診療所

曜日	午前	午後
月	診察	杉原出張診療
火	診察	診 察
水	診察	休 診
木	診察	杉原出張診療
金	診察	診 察

診療時間

医科 9時～12時
出張診療 14時～16時

休診日

土日、祝祭日、年末年始

代診

毎週水曜日

9時30分～12時

久美愛病院 内科

神 岡 町 袖川診療所

診療日 月・水・金
診療時間 9時～17時
休診日 火・木
土日、祝祭日、年末年始

山之村診療所

診療日 水
(看護師は月～金常勤)

診療時間 9時～17時
休診日 月・火・木・金
土日、祝祭日、年末年始

*町病院内科医に委託

町病院

診療日 月～金
診療時間 9時～17時15分
休診日

土日、祝祭日、年末年始
ケアホスピタルたかはら
外来診療なし

時間外診療

- ・勤務内容は現行のとおり継続します。

河合診療所 時間外診療業務

医師 自宅待機
看護師 自宅待機

宮川診療所、杉原診療所 時間外診療業務

医師 原則 自宅待機
看護師 当番制による自宅待機
電話対応（留守電、役場経由の呼び出し）

袖川診療所 時間外診療業務なし

山之村診療所
時間外診療業務なし
町病院
時間外診療業務
医師 宿日直制
看護師 宿日直制
ケアホスピタルたかはら
時間外診療業務なし

入院に関する業務

- ・市民病院、ケアホスピタルたかはら については、現行のとおり継続します。
- ・河合診療所、袖川診療所の病床については廃止します。

市民病院	ケアホスピタルたかはら
ベッド数 99床	ベッド数 76床
常時入院受入体制あり	常時入院受入体制あり

教育関係

学校給食事業

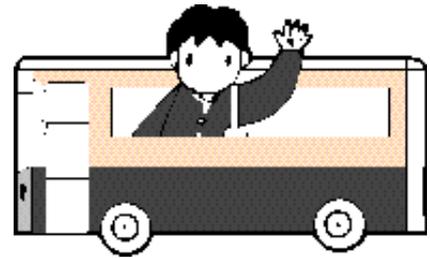
- ・事業は現行のとおり継続し、負担額を統一します。

古川町	河合村	宮川村	神岡町
保護者負担額(年額)	保護者負担額(年額)	保護者負担額(年額)	保護者負担額(年額)
小学生 42,600円	小学生 51,600円	小学生 52,800円	小学生 44,400円
中学生 49,800円	中学生 58,800円	中学生 61,200円	中学生 52,800円

スクールバス運営事業

- ・事業は現行のとおり継続します。

古川町	河合村
4台運行	2台運行
宮川村	神岡町
3台運行	5台運行



奨学育英資金(貸付金)

- ・貸付額は古川町に準じます。
- ・経済的な理由により修学が困難である方に対し学資の貸付を行います。
 - ・高等学校 2万円/月以内
 - ・大学、短期大学など 5万円/月以内

中学生海外研修

- ・16年度は現行のとおり継続します。17年度以降は16年度中に検討します。

古川町	河合村	宮川村	神岡町
・中学2年生 希望者	・中学2年生を全員	・中学2・3年生を全	・中学3年生 希望者
・助成あり	・オーストリアへ派遣	員ベルギーへ派遣	(人数制限あり)
	・助成あり	(隔年)	・助成あり
		・助成あり	

スキーリフト券補助

- ・15年度シーズンは現行のとおり継続する
- ・16年度シーズンは検討する。

古川町	河合村	宮川村	神岡町
リフト券11回券 (2,500円)を小・中 学生に無料配布	・小・中学生のシーズ ン券購入に対し、割 引制度	・シーズン券の購入に 対し割引制度	児童生徒用回数券販売 (10回券、1,000円) 個人負担500円

学校別通学区

- ・通学区は現行のとおり継続します。

古川町	河合村	宮川村	神岡町
・古川小学校 ・古川西小学校 ・古川中学校	・河合小学校 ・河合中学校	・宮川小学校 ・宮川中学校	・山田小学校 ・神岡東小学校 ・神岡西小学校 ・山之村小学校 ・神岡中学校 ・山之村中学校

成人式事業

- ・現行のとおり継続しますが、新市において統一を検討します。

古川町	河合村	宮川村	神岡町
1月3日 総合会館 町内在住者が原則であるが、古川町に一時的に在住した方も可	1月3日 中央公民館 河合中学校卒業生及び村内在住者	1月3日 公民館	1月3日 中央公民館 町内在住者が原則であるが、学生で町外に住んでいる方も可

文化振興事業

- ・現行のまま継続し、新市において調整します。

古川町	河合村	宮川村	神岡町
・リスト音楽学院 マスターコンサート ・文化展、企画展等の開催 ・町民音楽祭 ・子ども音楽芸術劇場	・アートマンスリー 推進事業 ・村芝居公演 ・野良着音楽祭	・秋の彩り祭	・芸術文化振興会運営補助 ・文化祭補助金 ・おやこ劇場活動補助金 ・名画劇場

